

牧牛匜銘文考釋

—陝西省岐山縣董家村出土青銅器の研究(二)—

竹内康浩

はじめに

第一章 牧牛匜銘文考釋

第二章 牧牛匜をめぐる諸問題

第一節 牧牛と西周王朝について

第二節 牧牛匜の年代

おわりに

はじめに

私は、先に、陝西省岐山縣董家村から出土した合計三七件にものぼる青銅器のうち、裘衛なる人物の作器した四件

の青銅器を対象として、西周中期の王朝の支配のあり方について考察した⁽¹⁾。本稿は、同じく陝西省岐山縣董家村から裘衛諸器とともに出土し、裘衛諸器よりも後の年代に属すると見られる牧牛匱を対象として取り上げるものである。本器は、從來、饋匱（饋匱）と稱されてきた。しかし、本稿は、以下に明らかにするよう、本器の作器者を牧牛とする立場から、本器の名稱を牧牛匱としている。まことに最初に断つておく。

本器は、長大かつ極めて難解な銘文を持ち、その内容上、特に法制史の立場から注目されてきた。そうした立場にとつての本器の持つ意味については、別稿において詳細に論じたので⁽³⁾、ここでは觸れない。本稿は、牧牛なる人物、あるいは彼と西周王朝との關係、といった問題にむしろ重點を置いて考察するものである。

2 次章以下の考察において参考とした論考を擧げる。

伊藤道治『中國古代國家の支配構造と西周封建制度と金文』中央公論社、一九八七年

胡留元・馮卓慧『長安文物與古代法制』法律出版社、一九八九年

周媛『矩伯、裘衛兩家族の消長與周禮的崩壞』『文物』一九七六年第六期

白川靜『金文通釋』補釋編、一九八五年

盛張（＝黃盛璋）『岐山新出饋匱若干問題探索』『文哲』一九七六年第六期。のち、改稿の上、『岐山新出饋匱若干問題探索』

として、黃盛璋『歷史地理與考古論叢』齊魯書社、一九八二年、に收む。

田昌五「一篇重要的法律史文獻——讀饋匱銘文札記」『古代社會形態研究』天津人民出版社、一九八〇年（初出は、程武『

篇重要的法律史文献——讀僕匜銘文札記』『文物』一九七六年第五期)

唐蘭『陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的譯文和注釋』『文物』一九七六年第五期

李學勤『岐山董家村訓匜考釋』『古文字研究』第一輯 一九七九年

本章以下において某の説というときは、右に掲げた論考を指している。

なお、本器に言及する関連の論文を以下に挙げる(専論ながら見ることができなかつたものもここに掲げる)。

伊藤道治『西周時代の裁判制度について』『神戸大學文學部三〇周年記念論集』一九七九年

胡留元・馮卓慧『陝西金文看西周民法規範及民事訴訟制度』『考古與文物』一九八三年第六期

胡留元・馮卓慧『西周法制史』陝西人民出版社、一九八八年

吳鎮烽『僕匜銘文』『陝西日報』一九七九年八月二八日(未見)

陝西日報『我國最早的法律判決書——「僕匜」銘文』『陝西日報』一九八三年一〇月四日三版(未見)

馮卓慧・胡留元『西周金文中司寇及其官司機構』『考古與文物』一九八九年第二期

來因『我國法律史上的重要文獻——西周青銅器「僕匜」銘文』『法學雜誌』一九八一年第一期(未見)

李學勤『試論董家村青銅器群』『文物』一九七六年第六期

劉海年『僕匜銘文及其反映的西周刑制』『法學研究』一九八四年第一期(未見)

3 詳細は、竹内『西周時代の裁判に關する諸問題』(近刊予定)に論じておいた。また、松丸道雄・竹内康浩『西周金文中の法制史料』滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、の僕匜の項も是非参照されたい。

第一章 牧牛匜銘文考釋

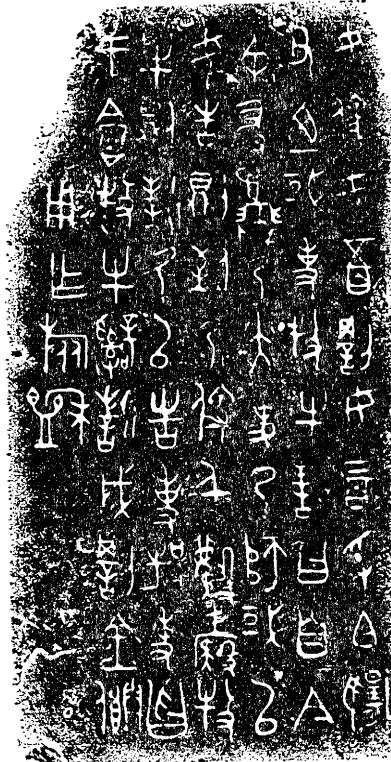
本章においては牧牛匜の銘文の考釋を試みる。その大筋は、かつて公にしたところと同じであるけれども、その際には、そこに掲げたような解釋をするに至った理由を充分に説明することができなかつたので、本稿において説明をしておきたい。

本器は、圖1に示すように、蓋付きの匜である。蓋付きの匜は、西周時代には大變珍しい。サイズは、通高二〇・五、全長三一・五、腹寛十七・五、腹深十二センチ、重さは三・八五キログラムである⁽¹⁾。蓋はその基本部分は眞つ平らで、ちょうど注ぎ口にかかる部分が動物の頭の形になつてゐる。注ぎ口の部分を動物の頭の形に作ることは青銅器であれ陶器であれよく見られることであり、形狀のうえでは匜の機能にふさわしくできてゐる。

本器の銘文は、器身に九〇字、蓋に六七字、合計で一五七字に及ぶ(圖2)。匜の銘文としては別格的に長いものである。しかも本器の場合に特殊であるのは、例えば殷などのように器身と蓋とに同じ銘文があるというのではなく、器身から始まつた文が蓋へとつながつて全體として一つの文を構成していることである。こうした例は極めて珍しい。銘文の内容も、青銅器の形としても、そしてまたこ



圖 1



蓋 銘



器 身 銘

うした銘文の配置状況も、西周青銅器の中において大變特殊なものであつて、あるいはそこに當時において本器の持つていた特別な意味が存するのであるかもしれない。

以下、本器の銘文について、釋文・読み下し・大意を示しておく。

〔牧牛匜・釋文〕

隹三月、既死霸、甲申、王在葬上宮。自揚父廼成賛曰、「牧牛。斂、乃可湛。女敢以乃師訟。女上弔先誓。今女亦既又弔誓。專・趨・嗇・觀・儕・匱亦茲五夫亦既弔乃誓。女亦既從辭、從誓。弋可。我義復女千、斂斂女。今我赦女、義復女千、斂斂女。今大赦女、復女五百、罰女三百受」。自揚父廼或使牧牛誓曰、「自今余敢擾乃小事、乃師或以女告、剽到乃復千斂斂」。牧牛嗣誓、孚以告吏覲・吏官于會。牧牛辭誓成、罰金、假用乍旅盃。

〔牧牛匜・読み下し〕

隹三月、「月相は」既死霸、甲申「の日」、王、葬の上宮に在り。伯揚父、廼ち効（すなわち）（＝概？）を成して曰く、「牧牛よ。斂、乃、湛（堪）ふ可し。汝、敢へて乃の師と以に訟せり。汝、上弔（未詳）して先に誓せり。今、汝、亦た既に誓を弔すこと有り、專・趨・嗇・觀・儕・匱の亦た茲の五夫も亦た既に乃の誓を弔せり。汝亦た既に辭に從ひ、誓に從ふ。必ずや可ならん。我が義は汝を鞭すること千にして、汝を斂斂せんとするなり。今、我、汝を赦して、義は汝を鞭すること千にして、汝を斂斂せんとするものなり。今、大いに汝を赦し、汝を鞭すること五百にして、汝に三百受を罰するものなり」と。伯揚父廼ち或いは牧牛をして誓はしめて曰く、「今より余、敢へて乃の小事を擾し、乃

の師或いは汝と以に告することあらば、則ち乃の鞭千・穀戻に到らん」と。牧牛、則ち誓ひ、厥れ以に吏覲・吏胥に會（地名）において告せり。牧牛の辭誓成り、金を罰し、假せり。用つて旅盃を作る。

〔牧牛画・大意〕

時は三月、月相は既死霸、干支は甲申のこと。王（周王）は葬京の上宮においてであつた。伯揚父⁽⁴⁾は判決⁽⁵⁾のあらましを述べて言つた。「牧牛⁽⁶⁾よ。『以下の判決に』そなたは堪えねばならぬ。そなたは敢えてそなたの軍をひきつれて、訴えるに及んだのであるから。そなたは上印（未詳）して、先にも誓いをたてており、今まで既に誓いをたてて印している⁽⁷⁾。また、專・趨・牆・觀・儕廟（以上の六字で五人の名。假に最後の人間を以つて二字名とする）の五人も、そなたの誓いを既に印して「そなたの誓いの内容を裏付けて」いる。そなたはまた、「訴えに及んだことに對しての訓誡の」辭にも従い、誓いにも従つている。必らずやよしとせられるであろう。私としては、そなたを鞭打つこと千回、（その上で？）穀戻⁽⁹⁾とするのがよいと思つていた。今「これに臨む前は」、そなたを鞭打つこと千回にして、穀戻⁽¹⁰⁾（先の穀戻よりも輕微なるものであろう）とするのがよいと思つていた。「しかし」今、大いにそなたを赦すことし、そなたを鞭打つこと五百回、罰金三百受⁽¹²⁾を科すのがよいと思う」。そこで伯揚父は、牧牛に誓いをたてさせて次のよううに言わしめたのである。「今後、私「牧牛」が、あなたとトラブルを起こすようなことがあり、あなたの軍があなたとともに「またもや」私を告発するようなこととなれば、「その時には」鞭打ち千回と穀戻とを受けましよう」。牧牛はこのように誓いを立てたのであるが、それは吏覲⁽¹³⁾・吏胥⁽¹⁴⁾の二人とともに會といふところでなされたものであつた。牧牛の判決に對する受諾の辭と誓いとが成り、牧牛は罰金を支拂い、送りものをした。「以上の経過により、牧

牛は」族盃を作った。⁽¹⁵⁾

極めて難解な銘文であり、本器に初めて見えた字・語も多く、右に示したのもごく初步的な解釋であり、未詳とした箇所も多い。そうした中においても、本稿では、從來とはかなり異なる見解を示しておいた。特に、作器者を牧牛とし、作器に至る事情についても獨自の見解をとっているので、幾つかの點に關し、以下、説明を加える。

まず、「師」について述べる。

從來、諸家とも「師」を上司の意味に取り、はじめの伯揚父の言の「牧牛よ。斂、乃、湛（堪）ふ可し。汝、敢へて乃の師と以に訟せり。」の部分の「師」とは牧牛の上司にして僕のことを指すと見る。その際、裁判關係金文に見られる「A以B告（訟）」の形式では、Bは常に被告であるとする説に立つから、牧牛が「師」即ち上司である僕を訴えたと見る。しかし、私としては、その説に些かの疑問を持つ。まず、金文における「師」の用例は、官職を示す場合が最も多く、「師氏」というもの、あるいは人名で「師△父」というものはそれである。官の上下、あるいは身分關係上、ある金文中の該「師」（「師氏」「師△父」）が作器者の實質的な上司に當たることはあり得ようとも、「師」という言葉そのものに上司の意味がある例は、金文にはほとんど無いと言つてよい。⁽¹⁶⁾ この牧牛画のように單に「師」とだけ稱する場合、「上司」の意に取ることはむしろ適當ではないのであるうか。そもそも、この「師」を上司の意とするのは、例えは李氏が『周禮』天官の注の「師、猶長也。」を引いているように、金文の用例から考えたものではない。「乃の師」は、銘文末の「乃の師或いは汝と以に告することあらば」の部分にも見える。この部分は牧牛の誓いの辭であつて牧牛は一人稱「余」であらわれており、それ故、「乃の師」の「乃」は牧牛を指すことは

あり得ず、因つて、ここに「乃の師」が「牧牛の上司」を指すと見ることはできないのである。金文において、「師」と言つた場合、官職名のほかに、軍旅を指す場合がある。本器の場合にもその意味にとつてよいのではないだろうか。即ち、伯揚父の判決（効）中の「乃の師」は牧牛の軍旅であり、あとの牧牛の誓いの辭の中の「乃の師」は伯揚父の軍旅である、ということになる。本稿では、この意味に解している。⁽¹⁸⁾ また、裁判關係金文に見られる「A以B告（訟）」の形式においては常に被告であるとする從來の説に對しては、松丸道雄氏が金文中の「以」の用例を検討したうえで、Bが常に被告であると見る必要がないことを論じており、私もそれに賛成するものである。⁽¹⁹⁾ 従來、下級者たる牧牛が上級者を訴えたことを以て牧牛が罪せられることになった原因と見てきたけれども、以上からすると、問題はむしろ牧牛が師（軍旅）を以て訟を起こしたことにあると見られる。つまり、強訴の如きその實力行使的な行動がとがめられているのではないであろうか。因つて、「汝敢以乃師訟」の「乃師」は、本銘の場合には決して被告ではないと考える。

次に本器の作器者に關する點について述べる。最も問題となるのは、銘文末の「僕」字をどのように見るか、ということである。從來はこの字をもつて人名とし、「用作旅盃」の主語と定め、器名も僕匜と呼んできた。しかし、私はそうした見解に疑問を持つ。その理由は主に次の二點である。

① 僕なる人物は、この銘文中には銘文末尾の該箇所以外には見えていない。「茲五夫」中に含まれる「僕」字は別字であり、文末の「僕」とは明らかに違う。⁽²⁰⁾ 即ち、これ以前の部分に現れない、それゆえ作器の原因・動機と何の直接的關係も記されていない人物が作器者であるとは極めて考えにくい。

② 布字狀況を見るならば、「僕」字は行末におかれ、改行して「用作旅盃」の四文字が銘文末、最終行にくる。そ



圖 3

の際、「用作旅盃」はその前六行と
行頭が揃わず、二字分下げてから始
まっている。不鮮明ながらも、胡留
元・馮卓慧『長安文物與古代法制』
所載のカラー寫真によつて布字狀況
を確認すると、スペース上の問題に
よつて二字下げを餘儀なくされたと
は見えず、それ故意識的に空けたよ
うにも見られる。このように、改行
後に空格を設けている例には有名な
散氏盤がある。散氏盤では、文章が
いつたん終了してから改行し、九字
分の空格を設けた下に書記の名が記
されている(圖3)。その例からすれば、本器の場合も、いつたん文章が
終了し、さらに「用作旅盃」なる文
が續けられているものと見てよいの

ではないか。なお、付言しておくと、金文中、文末の「用作」³上に主語がおかれていない例は珍しくない。

以上の二點から、私は、僕を人名として見て本器の作器者とする見解にはにわかには賛同しがたい。僕は「用作旅盃」の主語ではなく前文の終わりであり、「牧牛辭誓成、罰金、僕。」と読むべきであろう。それではこの「僕」とはいかなる意味であるうか。この字は元の字形では「𦗔」¹と書かれる。左の「冂」は人の側視形で「冂」に等しく、例えば「佃」と「甸」が通するように、「𦗔」が「𠙴」と同じであれば、この字（形）は、本器とともに陝西省岐山縣董家村から出土した五祀衛鼎・九年衛鼎の文末にも見えていた字ということになる。該字は、それらの器においては、作器者である裘衛の側において事の大團圓に行われた儀禮の一環を指している。本器においても、減刑處分を受けた牧牛が、誓辭を作り終わり、罰金を支拂い、僕²賸なる儀禮を行つた、と見ることが可能ではないかと考える。從つて、「僕」は必ずしも作器者を指さねばならないものとは言えない。

以上により、私は、本器の作器者は牧牛であると考えるものである。この銘文中、最も多く觸れられている人物は牧牛なのであるから、これはそもそも當然の話であつて、意外な結論では決してない。本器の名稱は、從來の僕匜ではなく、牧牛匜とするのが正しいと考える。

1 『中國法書選』 殷・周・列國 甲骨文・金文』 二玄社、一九九〇年、の僕匜の考釋（竹内康浩擔當）。また、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法史研究』 東京大學出版會、一九九三年、の僕匜の考釋（竹内康浩擔當）。

2 全長は『中國美術全集 工藝美術編 4 青銅器（上）』により、その他のデータは『陝西出土商周青銅器』によつた。

3 上宮の語は金文に初見。「△宮」と稱するものには、

新宮…師邃殷・十五年趙曹鼎

康宮新宮…望殷

西宮…幾父壺

といった例がある。なお、この「△宮」と稱するものは、場所を指すのみならず人物を指すこともある。晉鼎の東宮、平鐘（羅西章「扶風出土的商周青銅器」、『考古與文物』一九八〇年第四期）の南宮はいずれも人名である。付言すると、『詩經』鄜風・桑中に「要我乎上宮」と見える上宮は地名であり、本器の銘文の上宮とは無關係であろう。

4

黃盛璋氏はこの伯揚父を、『國語』周語に見える伯陽父と同一人物であるとする。胡・馮氏も同じ考えである。

5

原文「贊」。白川氏は、質要・問責の意とする。ここでは李學勤氏らの説に従い、判決の意としておく。

6 人名である。とはいへ、「牧牛」の二文字で個人名であるかどうかは不明である。即ち、金文には官名として牧が見えているからである。

林・吳・牧（同殷）

瓢司我西扁東扁僕駿百工牧臣妾（師穀殷）

といった例は、いずれも『周禮』の牧人に比定される。本銘の牧牛も、「牧（官名）+牛（人名）」とも見なし得るわけである。金文の通例からいえば、銘文中で二度目以降に現れる際には官名が省かれる場合がよく見られる。しかし、本銘中、牧牛は四回登場し、そのうち一度たりとも「牛」とは稱されていない。その意味では、牧を官名と見る必要はないのではないか。まして、李學勤氏のように、牧も牛も官名であるとするのは行き過ぎである。私としては、同じく陝西省岐山縣董家村出土の青銅器に見える裘衛の「裘」と、本器の「牧牛」が、いずれも畜獸に關係する字を以て名とすることに何らかの意味があるはしないか、との推測をもつ（勿論、單なる偶然であるかもしれないが）。

7 原字形はや。多く、「御」と見るけれども、それならば「牛」の部分がないことがいかにも解せない。金文中に似た形の字

を探してみると、穆公鉢蓋に「王夕卿醴于大室。穆公尊^ア。王乎宰利…」とある「^ア」が字の構成要素としては近い。他に比較検討の材料もなく、ひとまず「^ア」を見て、「記す」としておく。但し、一つの推測を以下に記しておく。居延簡をはじめ、漢簡中にしばしば見える字に「^ア」があり、黃盛璋氏は、この字は「節」の略字にして「結」の假借、すなわち帳記の終了を表すと見る（『江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上的價值』『文物』一九七四年第六期）。その後、陸錫興氏は「已」レと讀む説を出している（『釋「^ア』『考古』一九八七年第二期）。それでも、要は、該字を何事かの終了したことを意味するものと見ていることでは變わりはない。本銘の「^ア」及び穆公鉢の「^ア」あるいはその意味で通じるのではないであろうか。牧牛匱では牧牛や五夫の誓いが済んだことを、穆公鉢では穆公による儀禮の執行が済んだことを意味している、と見ることは、文意から自然であるとも言えよう。無論、金文と漢簡とを直接に並べて比較することは適當ではなく、以上は勝手な憶測に過ぎない。

8 白川氏は、「嗇を專趨し、儕の造くを觀みだしたり。」と文章として讀む。この部分は、「今、汝、亦た既に誓を^アすこと有り、專・趨・嗇・觀・儕・儕の亦た茲の五夫も亦た既に乃の誓を^アせり。」という、對の文の後半であり、その基本構造は「A亦既^ア誓」である。Aに當たるのが、前者は「汝(ニ)牧牛」であり、後者は「專・趨・嗇・觀・儕・儕の亦た茲の五夫」であるということにすぎない。

9 兩字とも金文に初出。何らかの刑罰を指すものであろう。黃盛璋氏は、刻面か刻額のことと見る。

10 先の嚴嚴と同じく刑罰を指すものであろう。黒に從う字形であり、鰐刑に關係あるものと見る。但し、詳細は不明である。黃盛璋氏は、黜を黜とし、黜嚴の二字で免職ないし、刑の免除と見る。しかし、そうすると、「大赦」よりも「赦」の時のほうが刑が軽くなってしまうことも考えられ、量刑の輕重がおかしくなりかねないよう思う。

11 李學勤氏は、「今大赦汝復五百」が一句でありここは一氣に讀むべきだとする。そうすると、牧牛に科された刑罰は罰金三百文だけとなる。銘文末には、牧牛が済ませた刑罰としては罰金のことが記されているだけであるから、確かに李

氏の読み方にも一理ある。しかし、本來科されるべき「倭汝五百」を免除するというのならば、この句よりも前に「倭汝五百」について既に言及されているべきであろう。そもそも、刑の決定を記したこの「我義復汝千、鷲巖汝。今我赦汝、義倭汝千、鷲巖汝。今大赦汝、倭汝五百、罰汝三百受。」の部分は、三つの文よりなる。一見して氣づくように、第一・第三の文は、第一の文「義復汝千、鷲巖汝。」という文構造を基礎としてその上に「今我赦汝」「今大赦汝」を附加しているのである。それ故、文章構造上から言えば李氏の読み方は基本構造の文を途中で切るものであり、意味上においては傾聽すべき點はあるものの、適當ではないと考える。

12 受は財貨に關する重量單位である（松丸道雄「西周時代の重量單位」『東京大學東洋文化研究所紀要』第一二七冊、一九九二年、參照）。三〇〇受は金文中に見える最大の數であり、また、本銘と同様に刑罰のことを記す師旅鼎の場合にも同じく三〇〇受という數字が見えてることは注目に値する。

13 吏は史・使に通ずる。史橐軀なる人物の作器がある（Pope, Geltens, Cahill, and Barnard, *The Freer Chinese Bronzes*, Vol. 1, 1967, No. 70）が、その時代は本器よりも早く、おそらく無關係であろう。

14 同じく史爵の作器になる史召爵が知られる（陳夢家「松丸道雄改編」『殷周青銅器分類圖錄』R[[七]]）が、その時代は本器よりも早く、この場合も、おそらく無關係であろう。

15 益と自名するも器形はいわゆる匱であり、それも蓋のついた大變珍しい匱である。旅器は旅行中に用いる器のことで、旅行中に作った器のことではない（黃盛璋「釋族彝」『歷史地理與考古學叢談』、齊魯書社、一九八二年）。罰が輕減されたとはいえ、訴訟にまでなった事件の始末上、こうした内容の銘を持つ器を作らねばならなかつたものの宗廟用の専器とはしがたかつたのであらうか。

16 鑿盤の「厥君厥師」の「師」は君と並べられてゐる以上よりすれば、あるいは上司の意味かもしれない。但し、以下に述べるようく、この場合も軍旅の意味でも充分に通ずる。

17 この部分について李氏が「又換成伯揚父口氣」というのは、いかにも無理な、苦しい説明である。

18 但し、金文において、軍族の意味の「師」の場合には、原字形は「自」であって、右に「巾」がつかないのが通例である。

その點で、この推測には疑點があることは認めねばならない。

19 松丸「西周後期社會に見える變革の萌芽」「東アジア史における國家と農民」山川出版社、一九八四年。また、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、の「おわりに」の部分（松丸氏の執筆）。なお、竹内康浩「西周時代の裁判に關する諸問題」（近刊予定）でもこの問題について扱つており、竹内個人の意見はこの專論を參照されたい。

20 「儂」と「僕」とを同じとする説も存在する。しかし、牧牛と同様に誓いをたてる五夫の中から一人だけがどうして最後にまた現れて、牧牛からの罰金を使つて作器するのか、しかもそれが牧牛の上司であるとするのであるから、まことに支離滅裂というほかない。

第二章 牧牛匜をめぐる諸問題

第一節 牧牛と西周王朝について

前章において考察した所に基づき、本章では牧牛匜の銘文が持つ問題點について考えてみる。本稿では、從來の説とは異なり、本器の作器者を牧牛であると考えた。それ故、ある意味では從來の諸説に増して、牧牛という人物やその行動に關する比重が大きくなっている。銘文に對する考察から知られる牧牛という人物についての情報を、あらた

めて整理・検討してみよう。

前章の考察に基づき、本銘の骨子を述べてみると、牧牛は彼の私兵を率いて實力行使的に強訴を行い、そうした彼の行爲が當然責められるところとなり、二度ほど減刑が行われた上で罰金刑が確定し、牧牛はそれに服した、ということになる。

本稿では、本器の作器に至った事情について、牧牛が彼の兵を率いて強訴のような行爲を行つた、その點が責められることとなつたものと解した。然らば、牧牛は、私兵を持ち得るだけの存在であつたこととなる。また、二度ほど刑が緩められたうえで、牧牛は三百受の罰金を拂つている。⁽¹⁾三百受はほぼ三百キログラムにも相當する大變な額であり、師旅鼎の場合にも同様に三百受の罰金が科されているが、そこでは必ずしも罰金が拂われたとは見られない⁽²⁾ので、實際にこれ程までの數字を拂つた例としては本器が唯一の例である。即ち、牧牛は、私兵を持ち、多額の罰金を拂い得るほどの財力を有していたと考えられる。また、前者の私兵の保有という點からいえば、牧牛は、周王朝の權力に依存・寄生することでその地位・立場を保持していたというのではなく、彼自身が自立した力を有する、ある程度の地位を持つていた人物であるともいえるであろう。しかしながら、本器の銘文は決して周王と無關係ではない。本器の銘文に記される所は、文頭の「王、莽の上官に在り」に明らかなように、周王の支配のもとにおける状況である。既にしばしば觸れたように、本稿は、牧牛が處罰を加えられるに至つた直接的な原因は、牧牛が私兵を率いて強訴の如き行爲をしたことにあると見る。從來の説は、牧牛が彼の上司を訴えたことに對して處罰が下されたのだとした。しかし、本器と同じく陝西省岐山縣董家村から出土した五祀衛鼎の銘文では、裘衛なる人物が、明らかに彼の上位に位置する邦君厲を相手として訴えを起こし、その主張が認められているのであって、その例よりすれば、上司を

訴えることそのこと自身が處罰の対象となつたとはむしる考へがたいのではないであろうか（五祀衛鼎と牧牛匜とでは後者の方が年代的には後に屬するから、後に變化したのだと言わればそれまでであるが）。また、假に牧牛が上司を訴えたのだとしても、そもそも上司を訴えることが西周王朝の法制度上の一つのタブーであつたならば、牧牛は、上司を訴えるというタブーを犯す愚行をしたあげくに當の法制度に裁かれたいかにも間抜けた愚者としか見えず、その行動はどうにも不條理であり、またそれならばのちに處罰が二度も改め緩められることもなかろうと思われる。私としては、牧牛が處罰されるに至つた直接的原因は、やはり牧牛が彼の私兵を率いて實力行使に出たことにあると考えるものである。しかし、何ゆえに牧牛がそうするに至つたかという究極的な原因是、結局、銘文からはわからないといふほかはない。

刑の決定後、伯揚父は牧牛に、「今自り余、敢へて乃の小事を擾し、乃の師（軍隊）或いは汝と以に告することあらば、則ち乃の鞭千・轂麌に到らん。」という誓いを立てさせる。そこで「乃」と言われているのは、文脈から言えば伯揚父である。⁽³⁾これよりすれば、牧牛と伯揚父との間に、彼ら二人のみならず一族を巻き込んでの争いがあり、それはどうやら牧牛が押さえ込まれるような形でひとまず収束したらしい。その裁きは西周王朝の權威のもとで行われた。牧牛は、當初、鞭や墨刑に處せられるべきところ、大赦によつて罰金で済むこととなつたようである（鞭五百ともあるが、假にそれが執行されれば間違ひなく死刑に等しいから、行われたとは考えられない。文末にも罰金のことは記されているが、鞭のことはない。なお、牧牛の拂つた罰金を、西周王朝あるいは伯揚父のいづれが受領したのかは不明である）。牧牛に對する刑が罰金に落ち着いたということは、三百受という額が極めて多額なものではあつても、肉刑を回避し得たということでとりわけ牧牛にとつて利益の大きい決定であつたのは當然である。一方の王朝

側からするならば、赦・大赦と續いて刑罰が緩められ、その厳格な執行がなされないことは、本來決して好ましいことではあり得ない。しかしながらここでは大赦とまで言って、牧牛に對する苛酷な刑罰を、むしろ王朝側のほうが進んで回避しようとしているかのように見える。その代償として王朝側が獲得するのは、三百受という多額の財である。牧牛は確かに責められるべき行爲をしたにせよ、それに對し厳格な刑罰を加えることによつて生じる結果よりもむしろ刑を緩め多額の財で贖わせることのほうが、王朝として獲得する實質的（かつ計量可能な）利益はあるというものである。即ち、本鎊の事例においては、王朝側及び牧牛の側の双方にとつて實利が得られるような決定が最終的になされた、というように見ることが可能ではないであろうか。これは、當時、刑罰（あるいは制裁）というものが、罰する側の一方的な強權によつてのみ決定され執行されるのではない、というように考えるべきであろう。あるいは、牧牛に對し強壓的に望むことを避けたかったのかもしれない。いかなる原因によるものかは不明ながら、牧牛は彼の兵を伴つて、強訴のごとき行動を取り、そのことに對し罰が下された。しかし、必ずしも嚴罰が與えられたのではなく、王朝側・牧牛側双方とも、言わば實を取るような形におさめられた、と言い得る。

1 松丸道雄「西周時代の重量單位」『東京大學東洋文化研究所紀要』第一一七冊、一九九二年。

2 松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、
の師旛鼎の項を參照。

3 問題としている「伯揚父廼或使牧牛誓曰、『自今余敢擾乃小大事。乃師或以女告、則到乃俟于巖巖』。牧牛則誓、乃以告吏覲、更胥于會。牧牛辭誓成、罰金、饁。」の部分を、本稿では「伯揚父廼ち或いは牧牛をして誓はしめて曰く、『今自り余、敢へて乃の小大事を擾し、乃の師或いは汝と以に告することあらば、則ち乃の鞭千・饁巖に到らん』と。牧牛、則ち誓ひ、厥れ

以に吏覲・吏胥に會において告せり。」というように讀んだ。しかし、別な読み方を示す説がある。例えば、右の『』の中を二つに區切り、前半「自今余敢擾乃小大事。」までを牧牛の誓いの言葉とし、残る後半の「乃師或以女告、則到乃僕千穀麌。」の部分は伯揚父が言ったものとするのである（胡・馮氏）。また李學勤氏は、後半部分は牧牛が伯揚父の口氣で言ったものとする。こうした説は、右の『』内を全て牧牛の言葉とする、「乃師」の解釋に困ることに因る。しかしながら、「伯揚父迺或使牧牛誓曰、『……』。牧牛則誓、……。」という文章であるから、『』内を全て牧牛の誓詞と見るのが當然であって、伯揚父が言つたものとするのも無理なら、伯揚父の口ぶりとするのも妥當ではない。要は「師」の字を上司の意味に取る限り、こうした無理は到底避けないのである。その意味からも、上に述べたように、「師」は軍旅の意味にとった方がよいと考える。

第二節 牧牛匱の年代

最後に、牧牛匱の年代について確認しておこう。

本器の器種である匱が、西周中期の終わり頃に現れるものであることは、殷周青銅器の常識であるので、本器を西周の初め頃に置く説はさすがにない（勿論、殷や春秋時代もない）。『商周青銅器銘文選』が本器を懿王期に置くのが、本器の年代に關し、もつとも早く考える説であり、この場合、本器は西周中期の半ば頃に屬することとなる。一方、最も遅い説は、高木森氏⁽¹⁾や胡留元・馮卓慧氏の幽王期説であり、幽王は西周最後の王であるから、その説に従うと、本器は西周最末期の器ということになる。前者については、これを懿王期とすると、匱という器種の出現としてはやはり早すぎるとの感を否めない。後者については、例えば胡・馮兩氏は、本器の銘文中の伯揚父を、『國語』

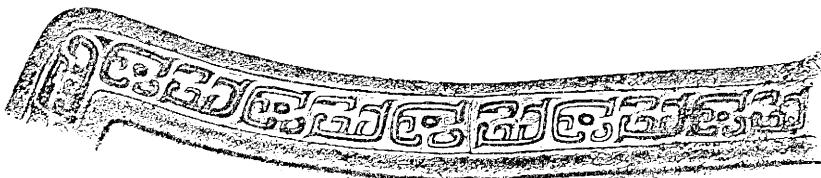


圖 4

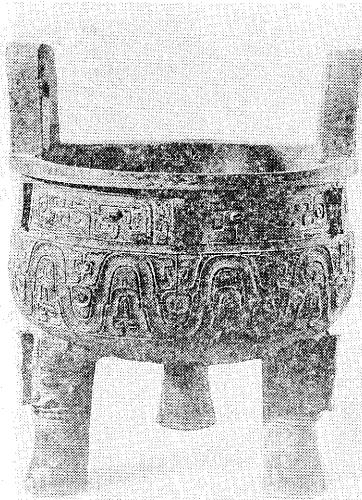


圖 5

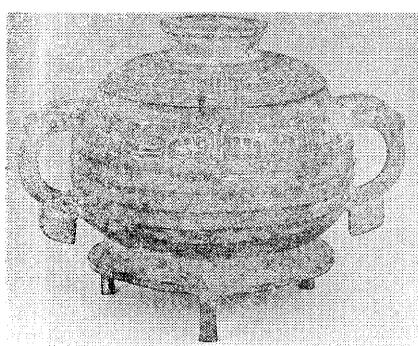


圖 6 a

周語に見える幽王期の人物である伯揚父と同一人物とみなすことが主な根據となつてゐる。しかし、その點については必ずしも確かとは言いがたく、一方には、本器に見える更晉を晉鼎の晉と同一とみなし本器を孝王期とする見解（白川靜氏）も存在するから、伯揚父を根據として時代を論じるのも、必ずしも説得的ではない。銘文ではなく、器のほうから年代を推定してみたい。

本器は、蓋と器身とからなる。蓋付きの画は西周期のものとしては大變珍しいものであり、それ故、蓋そのものないし蓋付きの画という形での考察はできない。因つて、器身を對

象とし、主にその紋様から考察してみる。

本器の紋様(圖4)は、口沿下にいわゆる竊曲紋が、そしてその下に弦紋が一本走る、という比較的單純な構造になつてゐる。そのうちの竊曲紋について見てみよう。この竊曲紋と稱する紋様もいくつかの類型があつて、本器の竊曲紋と同一のものが、西周期の器にしばしば見えてゐる。

その中から、代表的な例を以下に挙げておこう。例えば、

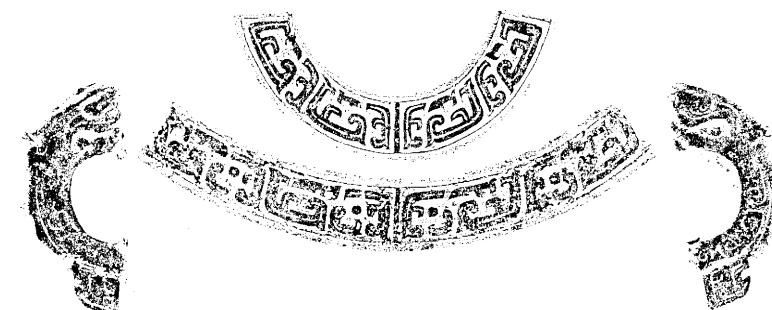


圖 6 b



圖 7

大克鼎の口沿部におかれているのはまさしくこの紋様である(圖5)。他にも例は多く、特に殷に使われている場合が顯著である。麟殷(圖6)の器身もそうであり(蓋は違う)、また、師斅殷(圖7)も同じである。新出器の中にも例は多いが、ここではその中から幾つかを挙げておこう(圖8と12)。ここに挙げた例はいずれも西周中期から後期に至る時期の器であり、さらに言えば、決して最後期に屬するものではない。例えば、師斅殷は夷王期に、大克鼎はほぼ厲王期頃に當たると考えられ、麟殷は何王のときと特定はしえないものの、西周中期と考えられている。新出器の場

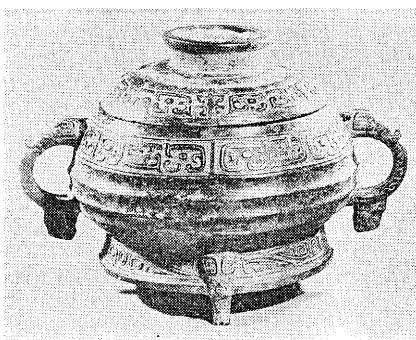


圖 8



圖 9



圖 10

合にも、そのほとんどが西周中期から後期にかけてのものと見られている。こうしたことからして、本器もまた西周中期から後期にかけてのあたりに属すると考へるのが妥當であろう。中期ないし後期いずれか一方に絞り得るだけの材料もなく、いささかあいまいながら、このように考へておきたい。

1 高『西周青銅彝器彙考』中國文化大學出版部、一九八六年。

2 いずれも『陝西出土商周青銅器』から採つた。掲載巻・番号は附載の圖版出典を參照されたい。

おわりに

以上、これまで僕画と呼ばれてきた器について、作器者は牧牛であると考え、名稱も牧牛匣と改めたうえで、検討を加えてきた。語句については從來の読みを基本的に繼承しつつも、しかし全體としては相當に異なる解釋を示す結果となつた。本稿に示したところは現在の私にとつての一つの試案に過ぎないけれども、本器の作器者を牧牛であるとすべきことは、やはり強く主張しておきたい。少なくとも西周金文の常識から言えば、これ程までの長文銘において

圖 11



圖 12



て、文末の最後にただ一度だけ現れる人物が作器者であるということは、どうしても考證がたい。從來の読み方に従つても、この銘文が牧牛なる人物の行動を中心に書かれていると見ることは同じであつて、そうしたことからも、牧牛を作器者と見ることはむしろ自然であると思われる。

牧牛は、自らの軍を以て實力行使的行爲に出た。それは當然西周王朝側に責められることとなつたけれども、いたずらに牧牛に厳しい刑罰を加えることは王朝の側からも回避され、双方が實を取るような形での解決がはかられた。結果はこのようであり、要は、牧牛の勝手な振る舞いが引き起こした事件であるかに見える。銘文に記されるところは確かにそれに盡きようが、しかしこれを別様に見るならば、牧牛という人物の勢力の紛れもなき伸長、それに對する西周王朝の一途の讓歩、を看取できるのではないであろうか。何故に、牧牛は二度にわたつて赦を與えられることがなつたのか、やはりそこには、牧牛に對する西周王朝の何か特別な意識とでも言うべきものを認めてよいのではないか。これまでも、牧牛を小貴族と見る説があつたが、この器の屬する時代を象徴する新興層の代表として牧牛を見ることは、あながち不當ではないと考えるものである。

前稿に引き續き、陝西省岐山縣董家村出土の青銅器を對象として考證してみた。先の裘衛諸器、そして本稿の牧牛匜は、特に中國古代法制史の研究上からしばしば取り上げられてきた。これらの青銅器は確かに重要な内容の銘文を持つ貴重な資料である。しかしながら、これらの器は、合計三七件にも達する同出器群の中の一部であつて、そうした全體においてこれらの器がどのような位置にあるのか、また器群全體の中に何らかの變化が見られないか、といった點について、實はこれまであまり觸れられてきていない。續稿においてあらためて考證を加えることとし、本稿はひとまずここで筆を擱くこととする。

圖版出典

- 圖 1 『中國陝西省寶鶲市周原文物展』岐阜市歷史博物館、一九八八年、四六頁
- 圖 2 『文物』一九七六年第五期
- 圖 3 『定本書道全集』1 殷・周・秦 河出書房、一九五六年
- 圖 4 『中國陝西省寶鶲市周原文物展』岐阜市歷史博物館、一九八八年、四七頁
- 圖 5 『上海博物館藏青銅器』四七
- 圖 6 『商周青銅叡盛器特典圖錄』國立故宮博物院、一九八五年
- 圖 7 『商周青銅器紋飾』九四頁
- 圖 8 『陝西出土商周青銅器』二一一三八
- 圖 9 『陝西出土商周青銅器』二一一五〇
- 圖 10 『陝西出土商周青銅器』三一九
- 圖 11 『陝西出土商周青銅器』四一一〇四
- 圖 12 『陝西出土商周青銅器』四一二二〇